

諮詢第1号

目黒区議会

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、
下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦することの可否を諮詢する。

平成29年2月17日

目黒区長 青木英二

記

辰巳ヒロミ

参考

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第六条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 (省略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (省略)